

# 旧約聖書における贖罪の血

## —レビ記17章11節の研究—

大 野 恵 正

### I. 問題の提起

#### 1. ヤノウスキーの贖罪研究

1982年、祭司資料の贖罪神学と贖罪問題の鍵語 KPR の古代近東および旧約聖書における用法を綿密に研究した一冊の書物が刊行された。ベルント・ヤノウスキーの大著「救いの出来事としての贖い」である<sup>1)</sup>。この書物は、旧約学の研究対象として、ともすれば手薄になりがちな祭司文書を取り上げ、歴史におけるその座標を念頭におきつつ、とりわけその中に様式化されている贖罪神学の構成要素を明らかにしようと企図したものであった。祭司文書と言うと、ユリウス・ウェルハウゼンの時代以来、ともすれば天地創造（創世記 1:1-2:4 a）、ノアやアブラハムとの神の契約（創世記 9:8 以下）、モーセに対する神の言葉（出エジプト記 6:2 以下）、シナイにおける神の来臨（出エジプト記 24:15 以下）といった記述が、祭司文書の主資料である祭司資料（P）の神学の主要部分をなすと見られ、その方面の研究は比較的なされてきた。しかし、祭司資料が細部にわたって取り扱っている祭儀儀礼や祭司組織、聖所や祭具といった問題については、疎んじられてきたと言える<sup>2)</sup>。ヤノウスキーはそうした学問的な状態の中で、われわれにはとかく異質で理解しにくい血の儀礼を伴う贖罪の祭儀が祭司文書の中でどのような位置を占めるのか、とりわけ「贖い」とは何であるのかを追究しようとしたのである。

ヤノウスキーは先ず、通常「贖う」を意味するとされるヘブル語の語根 KPR に注目してその語源を問い、セム語族におけるその用法を入念に検討する<sup>3)</sup>。アッカド語、北西セム語（ウガリット語、カナン語、アラミ語等）、南部セム語（古代アラビア語、古典アラビア語等）における KPR あるいは KFR の用例を調べるのである。その結果、この語がアッカド語においては「拭う」「塗る」、アラビア語においては「覆う、隠す」「恩知らず」、そしてアラミ語において「贖う」「拭いとる」「拒否する」といった意味をもつことを明らかにする。しかしアッカド語とアラビア語の用例は、呪術文をコンテクストとしており、祭

儀的なコンテキストの中で用いられる聖書における kipper には適合しないと主張する<sup>4)</sup>。

そこでヤノウスキーは旧約聖書の中でこの語根に基づく語およびそれに関連する文章がそのコンテキストにおいて何を意味するかを追究する<sup>5)</sup>。先ず彼は、人間間の償い、神の赦し、失われた命のための取りなしと償いといったことを告げる祭司資料以外の旧約聖書の他の文書が示す KPR およびそれに関連する文章を調べる。そしてこのコンテキストでは、生と死のはざまに立つ個人もしくは共同体が、神、仲保者、あるいはそれを代理する者によって、kipper/koper を提供されるということが示されていると見るのである<sup>6)</sup>。

つぎに祭司資料、エゼキエル書40-48章、それに歴代誌史家の歴史作品の中で KPR がどう用いられているかを検討する。先ずプロレゴメナとして贖いと犠牲奉獻の問題を考究したのち、構文の中で KPR がどのような位置をしめ、意味論上どう関係するかをたどり、祭儀的な贖罪の出来事の構成要素および祭壇と聖所に罪のいけにえの血を注ぐことに対してそれがもっている意味を明らかにする。その際、「血はその中のいのちによって贖う」—レビ記17:11—が祭儀的贖罪神学のスンマであるとするのである<sup>7)</sup>。そして罪の贖いの祭儀儀礼は、犠牲を献げる者が犠牲となる動物の上に手を置くことによって犠牲となる動物の死と自己を同一視するところに成立するのであり、そうすることによって効力をもつものだと主張する。したがって犠牲の動物の血が祭壇に流されることによって、その犠牲の動物と自己を同一の者とした犠牲奉獻者の罪の贖いが神によって完全に受け入れられると見るわけである。この点にヤノウスキーは旧約における KPR の意味を見いだす。その上でイスラエルにおける神の現臨の場での大祭司の贖罪行為として大贖罪日（レビ記16章）の出来事を解明していく<sup>8)</sup>。ここではアロンに表されているイスラエル祭儀の代表者が彼自身の罪の犠牲の雄牛と民の贖いの山羊の血を kappōret（贖いの座）に振りまくということがなされる（レビ記16:14-15）が、この kappōretこそ、会見の幕屋の中心にしてイスラエルに対する神の現臨の場所であって、神とモーセ／イスラエルの代表者の出会いがその上でこそ起こるものと見る。

ヤノウスキーはその問題を伝承史的観点において追究し、神の現臨と救済の出来事の密接な関係を見いだしていく<sup>9)</sup>。すなわち、ソロモン神殿における契約の箱とケルビム、祭司資料における k'ēbōd YHWH（主の栄光）と 'ōhel mō'ēd（会見の幕屋）を取り上げて問題を論じ、神とモーセとのシナイでの会見が kappōret での恒常的な神と民との会見の原型であるととらえる。さらに、それが根幹となり、民の間であって神が継続的に恵みと赦しをもって臨在することの保証として、kappōret（贖いの座）は捕囚中の祭司記者によって見いだされるに至ったものと見ていくのである。

## 2. ミルグロムの評価と批判

このヤノウスキーの著作は規模と分量の点で贖罪の問題をめぐって久しぶりになされた徹底的で包括的な研究であったと言える。この研究が発表されるや、ユダヤ人の学者で旧約聖書の祭儀規定を集中的に研究してきたジェイコブ・ミルグロムはこの研究を学問的に論評して次のように書いたのである<sup>10)</sup>。「私はヤノウスキーのそれほどに包括的で、実際に即し、しかもエキサイティングな言語学的研究を知らない。ここでは適切なことが適切なだけなされている。著者との出会いの中で、私は自ら喜びを見いだしていることをとても伝達できそうにない。あらゆる点でヤノウスキーはチャレンジングであり、衝撃を起こす。その研究はすばらしい」と。

しかしミルグロムはこの研究の言語学的研究としての説得性をこのようにきわめて高く評価しながら、その一方でこの研究の根幹に触れる次の3点をあげて根本的にこれを批判したのである<sup>11)</sup>。

その第1は、レビ記17:11の解釈の問題である。ヤノウスキーが祭儀的贖罪神学のスママであるとしてこの箇所をその研究の中心においたことについてはすでに述べたが、ミルグロムはこの箇所をコンテクストからそのように位置づけることに反対する。すなわち、この箇所はすべての犠牲について一般化しているのではなく、「血を食べること」、つまり「肉を食べること」—なぜなら肉には血が含まれているからであるが—と関連しており、おそらく一つの犠牲とのみ関係すると見る。その犠牲とは š'elāmîm (和解の献げもの) である。仮にこのことがすべての犠牲に関わることとしても、喜びや感謝の献げものである š'elāmîm を献げる者が、なぜその生を喪失することを意味するこの犠牲を携えてくることになるのか説明がつかないとするのである。

第2はヤノウスキーが kipper 'al を常に「のために罪を贖う」を意味すると主張する点に向けられる。ミルグロムは kipper は直接には sanctum に対してなされるものであり、それは「清める」を意味するのだとし、前置詞'al は「のために」とは訳しえず「の上で」と訳すべきであるとする。この点は、kipper が罪による聖なる場所の汚れを「拭いさる」「清める」ことを意味するのか、それとも「贖罪」の意味をもつのかという点とからんで根本的な問題である。

第3は kappōret (贖いの座) の問題である。ミルグロムはヤノウスキーが言うように、もし kappōret がバビロン捕囚中に生きたイスラエルの祭司の革新であるとすれば、なぜ彼らはそれを彼らがやがて独占的に支配するようになった第2神殿の中に据えるということをしなかったのか、と疑問を提起する。

### 3. 問題の設定

このミルグロムのヤノウスキー批判はヤノウスキーの立論の根本を突くものである。しかし、果たしてミルグロムの批判が正当であるのかどうかもまた、批判的に検討されることが必要である。

われわれはすでにこのうち、第二の点については、いささか別な角度から、しかしヤノウスキーとミルグロムの論点をふまえながら「罪」と「贖い」に関する小論をもって取り上げたので、ここで改めて論じることにはしない<sup>12)</sup>。ただミルグロムが言うように *kipper* の用例の多くは確かに「清める」ことと関係するのであり、その点での認識をきちんと確保しておくことが旧約における罪理解や祭儀理解にとって重要であることは指摘しておきたい。そして *kipper 'al* が「の上で贖う」を意味するのが通例であることも同様である。しかし、それはすべて清めのためかと言うと必ずしもそうではないということ、特に神に対する罪の贖いの問題で旧約の人々が激しい苦闘の信仰史をたどったこと、そして祭儀および祭儀的思惟にそれが強く反映されたということは述べておくべきであろう。第3の点については、祭司資料の歴史的な位置づけ、その文書の文献的性格とも絡んで、容易に答える問題ではない。しかし *kappōret* に関する祭司資料の言述が、捕囚期における神の臨在に関する神学的理念を示すものであって、必ずしも現実のプログラムとして構想されたものでないとする<sup>13)</sup>、ミルグロムのように必ずしも考える必要はないと思われる。

問題は第1の点である。この問題は、旧約の贖罪の祭儀およびその理念に関するヤノウスキーの立論の根幹に関わるが、同時に贖罪に関する旧約の人々の信仰の方向性と関係すると思われ、根本的に重要であると言える。

したがって、ここでは、以下に、レビ記17:11が果たして何を語るのかという問題を中心にすえて、釈義的な検討をし、この問題をめぐる論議に加わると共に、事柄の本質をとらえていきたいと思うのである。

## II. レビ記17章11節

### 1. 本文批評と翻訳の問題

先ず本文を検討してみたい。

ヘブル語伝承本文は次のとおりである<sup>14)</sup>。

*kī nepeš habbāšar baddām hiw'*

wa'ānī nētattīw lākem 'al-hammizēbēah lēkappēr 'al-napēšotēkem kī-haddām hū'  
bannepeš yēkappēr.

サマリア五書<sup>15)</sup>、七十人訳ギリシャ語聖書<sup>16)</sup>との比較において、本文批評上、問題となるのは baddām hiw' (「それは血の中にある」) である。七十人訳がこれを *αἷμα αὐτοῦ ἐδτιν* (「その血である」) としているからである。

この異読が七十人訳ギリシャ語聖書の原本とヘブル語伝承本文との相違に由来するものか、それとも七十人訳ギリシャ語聖書の訳者の訳し方に基づくものかは明瞭ではない。しかしレビ記17:14のヘブル語伝承本文と七十人訳ギリシャ語聖書を比較すると、ヘブル語伝承本文では、kī-nepeš kāl-bāšār dāmō bēnapešō hū' となっているものが、七十人訳ギリシャ語聖書では、われわれの11節とまったく同じ言葉に訳されていることに気づかされる。そのことは、七十人訳ギリシャ語聖書の方に意図的な調整があったことを想定させる。サマリア五書はいずれの箇所ともヘブル語伝承本文と同じものを伝えている。そうであれば、本文批評の原則に照らし合わせて、ヘブル語伝承本文をわれわれの基本テキストとするのが妥当であるということになる。

私訳は次のとおりである。文頭のアルファベット記号は、従来の諸研究との対応の便宜を考えて、これまでの研究の通例の区分に従って付したものである。

- aα. なぜなら、肉の命は血の中にあるからである。
- aβγ. そしてわたしこそが祭壇の上であなたがたの命を贖うためにそれを授けたのである。
- b. なぜなら、血は命によって贖いをするものだからである。

この私訳全体の文章構成の問題については釈義の過程で明らかにすることとして、ここでは、訳語の問題を取り扱っておきたい。第1は aα の「血の中に」と訳した baddām である。欽定訳、RSV、TOB<sup>17)</sup>、聖書協会訳、新改訳、新共同訳、M. ノート<sup>18)</sup>、K. エリガー<sup>19)</sup>はわれわれ同様「血の中に」と訳す。しかし、NEB (REB—NEBの改訳) とミルグロム<sup>20)</sup>は「血」とのみ訳すのである。ミルグロムはこれは “bē-essentiae” であり、その用法は血や命に言及する創世記9:4、レビ記17:14といった祭司資料の他のパッセージで明らかであって、申命記に見いだされる解釈と一致しているとする(申命記12:23)。しかし、創世記9:4の例は、後期ヤダヤ教時代に生じた血抜き肉食規定の基礎となる部分であるが、「しかしあなたは肉をその血のある命のまま(語順通りには、「その命において、その血」である)で食べてはならない」という文章であって、われわれの語法とは一致せ

ず、しかもこの文章は本来は、ヴェスターマンが言うように<sup>21)</sup>、まだ血が生きたものとして脈打っているような動物の肉を食べることを禁じている言葉だと思われる。レビ記17:14、申命記12:23も語法の点では一致しない<sup>22)</sup>。したがってわれわれは、命と血を直接結びつけるこれらの箇所と関連性があることは認めるが、前置詞b<sup>e</sup>をそのまま訳出すべきであると考ええる。命は血の「中に」あるのである。

第2はaβyの「わたしこそがそれを授けたのである」の部分である。ミルグロムはこれを、祭司資料の場合、nātan (与える)の主語が神であるところではどこでも、bestow, appoint, assign を意味すると指摘して、この場合、assign の訳語をあて、and it is I who have assigned it to you upon the altar と訳出する<sup>23)</sup>。NEB (REB) は appoint という訳を採用している。祭司資料においては、神が領分を授けたり、あるものを割り当てたりすることを表すのに nātan を用いているのは事実である。しかしこの事例は「割り当てる」というのではない。むしろ神授を意味するのであり、それゆえに「授けた」とするのが事柄に適うと考えられる。

第3はaβy「あなたがたの命を贖うために」である。ミルグロムはこの l<sup>e</sup>kappēr 'al nap<sup>e</sup>šotēkem に関して、kipper 'al nepeš というイディオムはこれ以外に2例、出エジプト記30:11-16、民数記31:41以下にあり、その2例はいづれもコンテキスト、処置、目的とも近似していると指摘する。すなわち、人口調査と関係すること、一定の金銭が臨在の幕屋にもってこられること、それは神の忌む人口調査に際して、神の手によって人々が滅ぼされることがないように、命の贖いなすためのものだということである。この2例が示すものをこの部分に当てはめると、この箇所は、あなたがたの命のために罪を贖うことを意味すると、ミルグロムは言うのである。したがって、彼は、to *ixpiate for your lives* と訳している。他の諸訳は次のとおりである。欽定訳、RSV は to make an atonement for your souls、NEB (REB) は to make expiation---for yourselves、聖書協会訳は「あなたがたの魂のために…あがないをするため」、新共同訳は「あなたがたの命の贖いの儀式をするため」、エリガーとヤノウスキーはともに *euch persönlich Sühne damit zu schaffen* としている<sup>24)</sup>。nepeš をaαの場合と代えて「魂」と訳す必然性はないし、「あなたがた自身」とする必要もない。われわれの訳はミルグロムの見解を支持したものであり新改訳のそれに近い。

第4はbの「命による」である。この bannepeš をミルグロムは as life と訳している。新改訳もその線に立つ。「命として (贖いをするのは血である)」がそれである。欽定訳は for the soul、RSV は by reason of the life、NEB (REB) は the life、エリガー、ヤノウスキーはともに *durch das Leben* と訳している<sup>25)</sup>。聖書協会訳は「命であるゆえに」、新共同訳は「命によって」である。われわれはここではエリガー、ヤノウスキー、新共同訳の翻訳の筋道に立つのが自然であると考ええる。解釈の立場を優先させず、読んで読めな

いことはないのであれば、できるだけ字義通りに読むのがよいと考えるからである。

## 2. 文献批判的問題

われわれのレビ記17:11は動機づけの文章をもって始まっている。

そのことはこの文章が、それ自体で独立したものでなく、一つの文段の一部であることを意味する。いったいこの文章は、どのような文段の中に位置を占めるものなのであろうか。

先ず前後関係を見なければなるまい。周知のように、レビ記17—26章はA. クロスターマン<sup>26)</sup>以来、「神聖法典」と呼ばれる、文献学的に一つのまとまりをもつ単元とみられてきた。今日、元来は独立したこの「法典」がのちに祭司資料の中に組み込まれたと考えるクロスターマン以来の見解と、その独立性を認めず、そこにある法素材ははじめから祭司資料に差し込まれていたとするK. エリガーらの見解が対立している<sup>27)</sup>。しかし、この部分を出エジプト記25章からレビ記26章まで続く大きな構成単位の一部と見るV. ワーグナーの見解<sup>28)</sup>を除くと、ここにまとまりある構成単位を見るのが一般である。ただし、C. フォイヒト<sup>29)</sup>、R. キリアン<sup>30)</sup>がこの17章を元来神聖法典に属してはいなかったとしていることは、付け加えておかねばならない。この問題は、法書としての神聖法典全体の構成と絡む問題でもあるので、ここでこれを詳細に論じることはできない。ただ、契約の書や申命記法が最初に犠牲に関する規定を先ず述べて、そのあとさまざまな法規定や祭儀規定を置く構成になっていることを考慮すると、犠牲に関する規定を述べているこのレビ記17章は神聖法典のはじめに位置するよう構成されていると見るのが適当であるとのみ、述べておく。

この章は、文献批判や伝承史的方法によっていろいろな検討がなされてきた。M. ノートはこの章は屠殺と肉食に関する一般的な指示であり、古い慣例とイスラエルのための単一の聖所の存在を前提として成立しているとする<sup>31)</sup>。その成立の仕方は古い基本的な禁令に一つの聖所での礼拝を命じる申命記的な性質をもつ命令が加えられるというありかたである。3—4節に古い基本的な禁令に属する部分があり、それが時と共に拡張したのであり、今日のこの章は捕囚期が始まった前587年以後のエルサレム周辺の祭儀的集団の状況の中で生じたものと見る<sup>32)</sup>。10—14節は内容的には血のどのような飲食も禁じる基本形に古いものが存在すると見るが、3節以下への付録であり、再編集されているものとする。

K. エリガーは<sup>33)</sup>「血との関係」を取り扱うものと見て、17章を次のように内容概観する。(序) 1—2節。(1) 犠牲の動物は犠牲として臨在の幕屋でのみ屠殺せよ。3—7節。(2) 先導。8 a  $\alpha$ 。犠牲はヤハウエのために臨在の幕屋でのみ行え。8 a  $\beta$ , 9。(3) 血をたべてはならない。10—12節。(4) 捕獲された動物の血。13—14節。(5) 死んだ動物とかみ殺された動物。15—16節。

文献批判的に、これは5つの層からなると見る。原本、Ph1、その拡張、Ph2、付録である。エリガーは神聖法典に4つの主要層をみるのであり、Ph1とはその第1の層、Ph2とはその第2の層という意味である。彼の分析によれば、1—8 a $\alpha$ は拡張、8 a $\beta$ —10aは原本（9の「現臨の幕屋の入り口に」のみ拡張）、10bはPh2、11a $\alpha$ は原本、11a $\beta$ —12、14bはPh2、13—14a $\alpha$ は原本、14a $\beta$ は二次的なもの、15は付録である。

われわれの関心である17章11節は、10—12節の「血を食べてはならない」を内容とする第3の文段と見られるわけである。この部分の資料層を彼は次のようにみる。（ここではエリガーのドイツ語訳を翻訳したものを掲げる）。

10. a. またイスラエルの家の者およびその者たちのもとに滞在している寄留者で、どんな血でも食べる者は誰も、 b. 血を食べる者に、私はわが顔を向けて、その者を民の中から断つ。

11. a $\alpha$ . なぜなら、まさに肉の命は血の中にあるからである。 a $\beta$ . そしてわたし自身が、それをあなたがたのために祭壇の上で与えたのである。 a $\gamma$ . それをもってあなたがたが贖いをなすためである。 b. なぜなら、血は命によって贖いをなすからである。

12. a $\alpha$ . それゆえ、わたしはイスラエルの人びとに言った。 a $\beta$ . あなたがたの場合、誰も血を食べてはならない。 b. あなたがたのもとに滞在している寄留者も血を食べてはならない。

下線を敷いた箇所が原本、他がPh2とされる部分である。

A. チョレヴィンスキーもまた<sup>34)</sup>、エリガーのように基本層を訓戒的な注解が囲んでいると見る。しかし、彼はこの訓戒的な層を祭司資料(P)の圏内とは区別される祭司団による「神聖法典の主要編集」(HG-Redaktion)によるものと見、基本層を10節aにのみ認め、エリガーがしているように11節a $\alpha$ に認めることはしていない。

ヤノウスキーはこのチョレヴィンスキーの見解を念頭において、この文段が次のように構成されているものと見る<sup>35)</sup>。

- 10a. 血を食べることの禁止
- 11a $\alpha$ . 宗教史的存在論的基礎づけ
- 11a $\beta\gamma$ . 神の賜物としての贖いの血
- 11b. 贖いの神学の基礎づけ

そして、11a $\beta\gamma$ とbのkipperもPによるのではない神聖法典の典型的な特徴(訓戒的な響き)をもつコンテキストのなかで理解すべきだと主張する。こうしてヤノウスキーは、ヤハウエが肉の命である血を、それをもって贖いをなさせるために、祭壇の領域のために



イスラエル人に使用するよう与えたのだとし、さらに、犠牲の血の贖いの作用を11bの編集者は宗教史的な存在論的な設定（肉の命は血の中にある）と神の救済に満ちた設定（血は祭儀的な贖いの実行のために神からイスラエルに与えられた）との内的な関連から導くのだと見るのである。

このヤノウスキーの見解は、文献批判的研究の成果から引き出されたもので、それ自体、深い洞察力に富んだものとも言える。しかし残念ながら、ノート、エリガー、チョレヴィンスキーの研究を瞥見してもわかるように、文献批判的研究は今日に至るまで、資料層の確定において一致した見解をもつに至っていない。エリガーの詳細な研究もまた十分な説得力をもつところまでいっていないのである。したがってヤノウスキーの洞察は深いもののその資料的な根拠の点で暫定的たらざるをえないと言わなければならない。

しかしながら文献批判的・伝承史的研究の成果として、ここにはいくつかの層があると思われること、とくに古い法もしくは観念を中核として今日の形のもので出来ていること、そしてそれはM. ノートも想定しているように、祭司資料よりも古いものであって、捕囚期の初期時代のエルサレム周辺に場をもつ可能性があること、そうしたことは認めることができると思われる。

### 3. レビ記17章の構造分析

しかしそれではいったいどの方向からこの箇所接近するのが、学問的にして、より確実な解明に役立つ道なのであろうか。それには、文学的な構造分析が有効だと思われる。この箇所を文学的に構造分析してみると、極めて重要なことが浮かび上がってくるからである。

レビ記17章に構造分析を加えてみると、17章の次のような構造的特徴をもっていることが明らかになる。

- |     |                                       |  |   |
|-----|---------------------------------------|--|---|
| 3 a | 'iš 'iš mibbêt yis <sup>e</sup> rā'el | イスラエルの家の誰かが                                  | 犠牲の動物を屠る場合、臨在の幕屋の入り口で捧げるべきこと、<br>さもないと流血の罪になり、殺害者とみなされ、 |
| 4 b | w <sup>e</sup> nik <sup>e</sup> rat   | hā'iš hāhû' miqqereb 'ammô                   |   |
|     |                                       |  | その民の真ん中からその者は <u>断たれる</u> 。                             |
| 8 b | 'iš 'iš mibbêt yis <sup>e</sup> rā'el | ûmin haggēr 'ašer yagûr b <sup>e</sup> tôkām | 焼き尽くす献げものまたは和解の献げものを献げるときは、臨在の幕屋の入り口で捧げるべきこと、さもないと      |
|     | イスラエルの家の誰か                            | もしくは彼らのもとに寄留する誰かが                            |   |

- 9 b w<sup>e</sup>nik<sup>e</sup>rat hā'īš hāhū' mē'ammayw  
その民の真ん中からその者は断たれる。
- 10a w<sup>e</sup> 'īš 'īš mibbēt yiš'ērā'el ūmin-haggēr haggār b<sup>e</sup>tōkām  
イスラエルの家の誰か もしくは彼らのもとに寄留する誰か  
'āšer yō'kal kāl dām 血を食べる者は誰も
- 10b w<sup>e</sup>nātattī panay bannepeš hā'ōkelet 'et-haddām w<sup>e</sup>hik<sup>e</sup>rattī  
'atah miqqereb 'ammah  
血を食べる者に、わたしはわが顔を向けて、その者を民の中から断つ。
- 11aα kī-nepeš habbāsār baddām hiw'  
なぜなら、肉の命は血の中にあるからである。
- 11aβ wa'ānī n<sup>e</sup>tattīw lākem 'al-hammiz<sup>e</sup>bēah  
l<sup>e</sup>kappēr 'al-nāp<sup>e</sup>šotēkem  
そしてわたしこそが祭壇の上であなたがたの命を贖う為にそれを授けた
- 11b kī-haddām hū' bannepeš y<sup>e</sup>kappēr  
なぜなら血は命によって贖いをするものだからである。
- 12a 'al-kēn 'amar<sup>e</sup>tī lib<sup>e</sup>nē yiš'ērā'el  
それ故わたしはイスラエルの人々に言った。
- 12b kāl nepeš mikkem lō'-tō'kal dām  
あなたがたの中ではどんな人も血を食べてはならない  
w<sup>e</sup>hagger haggār b<sup>e</sup>tōk<sup>e</sup>kem lō' yō'kal dām  
あなたがたのもとに滞在している寄留者も、血を食べてはならない
- 13a w<sup>e</sup> 'īš 'īš mibb<sup>e</sup>nē yiš'ērā'el ūmin-haggēr haggār b<sup>e</sup>tōkām  
また イスラエルの家の誰か もしくは彼らのもとに寄留する誰かが  
食用の獲物を捕獲したなら、その血は地面に注ぎ出して、土で覆え。生き物の命は血である。それを食べてはならない。
- 14d kāl 'ōk<sup>e</sup>lāyw yikkāret  
それを食べる者は断たれる。

この構造が示すものは、こうである。1—2節は神聖法典の序、3—4節が一つの文段をなし、8—9節と同じ文段構成をなして、それぞれの導入の文が10—12節、13—14節それぞれを導入する文と同型をなしていること、そして5—7節、15—16節はそれとは異なる構成をなしているということである。

この共通の構造をもつ4つの文段はそれぞれが一つのまとまりをなしながら、次のように展開されているとみられる。

- 1) 3—4節 犠牲の動物の屠殺は臨在の幕屋の入り口で行うべきこと。さもないと、流血の罪を犯したので、殺害者とみなされ、共同体から追放される。

- 2) 8 b—9 節 焼き尽くす献げ物、和解の献げ物は臨在の幕屋の入り口で献げるべきこと。さもないと共同体から追放される。
- 3) 10—12 節 血を食べる者はわたしが共同体から追放する。肉の命は血の中にあるからである。血は祭壇の上で命の贖いをするためにあなたがたに与えたものである。だから食べてはならない。
- 4) 13—14 節 食用となる獲物の血は地面に注ぎ出して土で覆え。生き物の命は血である。それを食べてはならない。それを食べる者は共同体から追放される。

ここでは、肉の命は血の中にあり、血が命を内包していることを根本的な観念とするところで、

- 1) 臨在の幕屋で定められた儀礼に従って犠牲の動物を屠るべきこと、
- 2) 焼き尽くす献げ物、和解の献げ物は臨在の幕屋の入り口で献げるべきこと、
- 3) 血は命の贖いをする物であるゆえに祭壇に帰すべきもので、決して食べてはならないこと、
- 4) 食用の獲物を食べる場合でも血は地面に戻すべきで、食べてはならない、

というように内容的な展開がなされている。そしてその場合、事柄の本質を語る中心に10—12節が位置している。それではこの中心部分の構造はどのようなになっているのであろうか。

#### 4. 17章10—12節の構造

10—12節の文段は、次のようになっている。

|   |                |
|---|----------------|
| <p>10aα イスラエルの家の子かもしくは彼らのもとに寄留する誰か<br/>                 aβ 血を食べる者</p> | <p>) 誰か</p>    |
| <p>10b 血を食べる者にわたしはわが顔を向けて、その者を民の中から断つ。</p>                            | <p>わたし</p>     |
| <p>11aα なぜなら肉の命は血の中にあるからである</p>                                       | <p>血</p>       |
| <p>aβy そしてわたしこそが祭壇の上であなたがたの命を贖う為にそれを授けた</p>                           | <p>わたし</p>     |
| <p>b なぜなら血は命によって贖いをするからである</p>  | <p>血</p>       |
| <p>12aα それゆえわたしはイスラエルの人々に言った</p>                                      | <p>わたし</p>     |
| <p>aβ あなたがたの中でどんな人も血を食べてはならない</p>                                     | <p>) あなたがた</p> |
| <p>b あなたがたのもとに滞在している寄留者も食べてはならない。</p>                                 |                |

ここでは、11aβyを11aαと11bの kī 文が囲み、10aαが導入、12bが結びをなす明確な集中構造があることがわかる。そして11aβyが全体の中心をなし、事柄の中核部分となってい

ることを見るのできるのである。それではそれは具体的に何を語るか。神自身が、祭壇の上で、あなたがたの命を贖うために、犠牲となる血を授けているということである。つまり、それは神が人間の命を贖うために、その命の代償となる、命を含む血を祭壇で捧げるために血を授けたのだ、ということにほかならない。ここには神が神の恵みによって授ける贖いの救済がある。それゆえに血を、そのために用いず、食してしまっはならないのであり、血を食することは血に内在する命を犯すと見られているのである。すでに見てきたように、本来、命と血との密接な関係を認識するところで血に対する恐れの観念の存在から、血を食することの禁令が古来から存在していたと思われるが、ここでは、それが神の恵みに基づく贖いの出来事と密接に関係する命としての血という観点から、血は食してはならないということについての新しい展望が生じている。

一方、5—7節、15—16節は、いま見た3—4、8—9、10—12、13—14節の形態とは異なっており、私見ではいずれも付加的であって、申命記や祭司資料との調停をはかるべく、後に加筆されたものと思われる。

## 5. ミルグロム批判

われわれは、ヤノウスキーの贖罪に関する研究の紹介をもってこの論文を開始し、ミルグロムのヤノウスキー批判を念頭において問題を設定して、旧約聖書における贖罪の問題の根本と関わるレビ記17：11の意味するところを追究してきた。

ミルグロムのヤノウスキー批判は基本的にミルグロム自身がおこなった17章11節に関する研究の結果からなされたものであった<sup>36)</sup>。17章11節の構造分析を終えたいま、われわれは改めてミルグロムの所論とするところを検討し、この問題に対する認識をさらに深めると共に、事柄の真実とするところを一層明瞭にとらえていきたい。

ミルグロムは、まず用語を検討して、この17章11節がイスラエル人たちが神の前で死の償いをする事になったこと、そして犠牲の血の目的は、命のために罪を償うことであるとする<sup>37)</sup>。さらに彼は、ここで捧げられる犠牲はどんな種類の献げ物なのかを検討することにとりかかり、17章11節がすべての献げものの犠牲と関連しているのではなく、唯一平信徒に食されることが許される犠牲の肉、š'elāmîm（和解の献げもの）にのみ関係すると主張するに至る<sup>38)</sup>。ところが和解の献げものは、贖罪を必要とせず、しかも肉を食する献げものなので、したがって、17章11節は矛盾したことを告げていることになるとし、その解決を求めるのである<sup>39)</sup>。

ミルグロムはその解決を3—4節に見いだす。3—4節は臨在の幕屋に犠牲の動物を連れてきて、そこで屠るべきことを命じており、血を祭壇に注ぎ出し、血を食べないで肉を食すること、つまり š'elāmîm における完全な血抜きを定めているのであり、そうしない

ならば命を含む血を流した罪で殺人者とみなされる、と警告しているのだとするのである。ミルグロムは祭司資料との関連を強く考えており、動物も *nepeš* をもっているのであり、人間はすべて動物の血を排出することによって、動物の命である血を避けねばならず、またそうすることによって創造者にそれを帰すことが求められたのであり、犠牲の動物の血は権威ある祭壇に注がなければならないのだとする。したがって、ミルグロムは、この箇所コンテキストはもっぱら和解の献げ物のみを扱っているのであり、動物の肉を食べるために犠牲の動物を屠るのは、命の贖いとして祭壇の上でその動物の血を捧げることをしていないとして殺人罪を構成するとイスラエル人に告げるのだとする<sup>40)</sup>。

このミルグロムの主張で問題なのは、このコンテキストが果たして「和解の献げもの」のみを語っているのかと言う点である。

祭司資料において、犠牲として捧げた動物の中で、奉献者がその肉を食べることができるのは確かに「和解の献げもの」のみである（レビ記7:11以下）。そして和解の献げ物の規定に、血を食べてはならないことが命じられていることも事実である（レビ記3:17、7:26、27）。しかし、和解の献げ物の規定は、血のみならず脂肪も食べてはならないことを定めているのである。脂肪は宥めの香りとして神に属するものだからである。したがって、血を食べることについてのみ語るレビ記17章11節と和解の献げ物の規定とは必ずしも一致してはいないのである。それもそのはずである。レビ記17章11節は和解の献げ物の事例を問題としているのではないからである。われわれがすでに行なった構成分析で見てきたとおり、このコンテキストは「和解の献げもの」のみを問題としているのではないのである。和解の献げものについての言及は、5節と8節にあるが、8節は「焼き尽くす献げもの」と一緒に述べられており、単独なのは5節のみである。しかし5節は後代の調停的な付加と考えられ、ここでそれに重点をおくわけにはいかない。もっと一般的、普遍的なことをレビ記17章は言っているのである。つまりこの箇所で「血を食べること」に限定してこれを禁じているのは、血そのもののもつ命としての性格、とりわけ罪の贖いのために神が恵みをもって祭壇のう上に捧げるべく授けたものであるという一般的原理の布告なのである。その点で、この箇所は、ヤノウスキーとは違った方向からであるが、ヤノウスキーに対する批判を越えて、ヤノウスキーが述べた贖いのスンマとしてのレビ記17章11節という主張を、われわれは受け入れたい。

### III. 結

われわれは別な論文において<sup>41)</sup>、旧約聖書の人々が、人間の抱えている罪を鋭敏に見つめるところで、どれほどその罪の償いと清め、罪から離れる清らかな生活（神の聖に応える聖なるあり方）を求めつつ、もっと根本的なところで、自らの命をもってしても贖えない

自己の罪の償いに苦闘した歴史を抱えてきたかを論じてきた。つまり「罪」と「贖い」の問題である。

旧約聖書にみられるイスラエルの人々の祭儀は、血の供犠を、この罪の清めとその贖いという、人間の誠実かつ真剣な欲求にもとづいて位置づけてきたのである。しかしレビ記17章11節が示すところによれば、人間の罪の贖いのために代理の命として、本人自身のものではない、他の存在の命をもって、その血による贖いをなさせるのは、神なのである。

神はここで、「わたしこそが、祭壇の上であなたがたの命を贖うために、血を授けるのである」と言うのである。それは罪による人間の死でなく、神が罪の贖いの命（血）を与えることによって、人間に生の赦しを授けるためにほかならない。

この神が授ける贖いの血、旧約におけるこの血は、彼方にある新約聖書におけるあの血、完全な罪の赦しを得させる神自身が流した贖いの血と対をなす。そしてあの血が流されたところ、罪の赦しが完全に実現するところ、そこではもはや動物が屠られることは止み、血を食べることの禁止ではなく、新しく定められたあの贖いの肉と血が神によって差し出されるのである。それは神からの追放のためではなく、神による絶えざる受容のためであり、かつそれを確認するためであるが、なによりも神の前にある永遠の生に与るためにほかならない。レビ記17章11節は、そうした世界に向かう生命をそのうちに宿す内容を保持しているのである。

## 注

- 1) B. Janowski, *Sühne als Heilsgeschehen. Studien zur Sühnetheologie, Studien zur Sühnetheologie der Priesterschrift und zur Wurzel KPR im Alten Orient und im Alten Testament*, WMANT 55, Neukirchen-Vluyn, 1982.
- 2) この点は、欧米以上にわが国では顕著な傾向であって、こうした問題に関する研究は減多にみられない。
- 3) B. Janowski, *op. cit.*, S. 29ff.
- 4) *ibid.* S. 95ff.
- 5) *ibid.* S. 103ff.
- 6) *ibid.* S. 173f.
- 7) *ibid.* S. 242ff.
- 8) *ibid.* S. 265ff.
- 9) *ibid.* S. 277ff.
- 10) J. Milgrom, Book Review "B. Janowski, Sühne als Heilsgeschehen". *JBL* 104 1985, S. 303.
- 11) *ibid.* S. 303f.
- 12) 大野恵正「旧約聖書における『罪』と『贖い』」「聖書と教会」(312巻)1992年3月号所収。
- 13) 実際、出エジプト記25—31章の臨在の幕屋建設の命令などは明らかに神学的理念の表明であって、現実

のプログラムとは見なし難い。

- 14) ここでは G. Quell 校訂による *Biblia Hebraica Stüttgartensia* のものを用いた。
- 15) A. F von Gall 校訂の *Der Hebräische Pentateuch der Samaritaner*, 1918 によった。
- 16) A. Rahlfs 校訂の *Septuaginta* , 1935 を用いた。
- 17) *Traduction Oecumenique de la Bible*, Paris, 1975.
- 18) M. Noth, *Leviticus*, ATD 6, Göttingen, 1978<sup>4</sup>, S. 110
- 19) K. Elliger, *Leviticus*, HAT 4, Tübingen, 1966, S. 218.
- 20) J. Milgrom, A Prolegomenon to Lv. 17:11, *JBL* 90, 1971, S. 149.
- 21) C. Westermann, *Genesis*, Biblischer Kommentar Altes Testament1/1, Neukirchen-Vluyn, 1974, 1983<sup>3</sup>, S. 622f.
- 22) レビ記17 : 11 kî nepeš habbāšār baddām hiw'  
レビ記17 : 14 kî nepeš kâl bāšār dāmā<sup>w</sup> hiw'  
申命記12 : 23 kî haddām hū 'hannāpeš
- 23) J. Milgrom, *op. cit.* , S. 150.
- 24) K. Elliger, *op. cit.* , S. 218. B. Janowski, *op. cit.* , S. 246.
- 25) K. Elliger, *op. cit.* , S. 218. B. Janowski, *op. cit.* , S. 246.
- 26) A. Klostermann, Beitrage zur Entstehungsgeschichte des Pentateuchs, *ZLThK* 38, 1877, S. 401-445.
- 27) K. Elliger, *op. cit.* , S. 14ff.
- 28) V. Wagner, Zur Existenz des sogenannten "Heiligkeitgesetzes", *ZAW* 81, 1974, S. 40-73.
- 29) C. Feucht, *Untersuchungen zum Heiligkeitgesetz*, 1963.
- 30) R. Kilian, *Literarkritische und formgeschichtliche Untersuchung des Heiligkeitgesetzes*, BBB 19, Bonn, 1963.
- 31) M. Noth, *op. cit.* , S. 111.
- 32) *ibid.* S. 112.
- 33) K. Elliger, *op. cit.* , S. 218f.
- 34) A. Cholewiński, *Heiligkeitgesetz und Deuteronomium. Eine vergleichende Studie*, Analecta Biblica 66, Roma, 1976, S169.
- 35) B. Janowski, *op. cit.* , S. 245.
- 36) J. Milgrom, A Prolegomenon to Lv. 17:11, *JBL* 90, 1971, S. 149-156.
- 37) *ibid.* S. 151.
- 38) *ibid.* S. 152f.
- 39) *ibid.* S. 154.
- 40) *ibid.* S. 156.
- 41) 大野恵正「旧約聖書における『罪』と『贖い』」「聖書と教会」(312巻)1992年3月号所収。